

**令和7年度八潮市
「学習塾との連携事業“8ゼミ”」
業務委託選考審査**

公募型プロポーザル実施要領

八 潮 市 教 育 委 員 会

1 選考審査の趣旨

学習塾との連携事業に係り、当該業務の円滑な推進を目的とした業務委託を締結するにあたり、委託業者の専門的知識や技能、経験、業務全般にわたる対応能力等を見極め、プロポーザル方式により本業務委託に係る優先交渉権者を決定するものである。

2 業務委託の概要

(1) 委託業務名

令和7年度 八潮市「学習塾との連携事業“8ゼミ”」業務委託

(2) 業務内容

別紙 令和7年度 八潮市「学習塾との連携事業“8ゼミ”」業務委託仕様書のとおり。
ただし、実施においては、協議により変更の場合もあり得る。

(3) 委託期間

令和7年10月27日（月）から令和8年3月31日（月）まで

(4) 本業務の実施に係る予算額

金 8,601,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募者の参加資格等

(1) 参加資格

受託計画書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

- ①受託業務について、自らの専門的知識、経験等により効果的な業務履行が行える者であること。
- ②最も優れた受託計画書として選定された場合、提案内容を基に、委託者と協議の上、委託内容を確定させることを承認すること。
- ③八潮市の「令和7年度・8年度 指名競争入札参加資格者名簿」に登録されていること。
- ④応募書類の提出日においての、八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止処分及び八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置の期間中にない者
- ⑤八潮市競争入札参加資格を抹消され、当該抹消日から3年間経過していない者

(2) 欠格事項

次のいずれかの事項に該当する場合は、参加できないものとする。

- ①地方自治法第92条の2に該当する者
- ②地方自治法第施行令（昭和22年）政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ④国税、都道府県税及び市区町村税を滞納している者
- ⑤経営及び財務状況の健全性が確保されていると判断できない者
- ⑥宗教活動や政治活動を目的とする者
- ⑦暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が経営に係る法人

4 募集及び選定までの手続き

本業務の受託予定者の選定は、公募型プロポーザル方式による。
期間内に応募のあった者について、参加資格を審査する。参加資格を有した者を対象に受託計画書及びプレゼンテーションによる選考を実施し、本業務の委託先に最も適切と判断された受託予定者を選定する。

選定後、受託予定者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約を行う。協議が整わない場合、市は審査の得点上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

【募集及び選定スケジュール】

実施要領の公表（ホームページ）	令和7年 9月16日（火）
質問の受付期間	令和7年 9月16日（火）～ 令和7年 9月29日（月）午後5時
質問への回答	令和7年10月 3日（金）までに回答
応募書類の提出	令和7年 9月16日（火）午前9時～ 令和7年10月 9日（木）午後5時
プレゼンテーションの実施	令和7年10月16日（木）
選定結果の通知	令和7年10月21日（火）
契約協議・契約の締結	令和7年10月24日（金）

5 応募手続き

（1）八潮市ホームページに実施要領を掲載し、公表して募集を行う。

（2）応募者は、次のとおり応募書類を提出するものとする。

- ①受付期間 令和7年9月16日（火）～令和7年10月9日（木）（土日は除く）
- ②受付時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）。
- ③提出先 八潮市教育委員会教育部小中一貫教育指導課
〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
- ④提出方法 ①の受付期間までに、応募書類一式を郵送または直接小中一貫教育指導課に提出する。
- ⑤応募書類等

応募書類等	提出部数等
(1)参加申込書（様式1） ＊提出期限内に参加申込書が提出されない場合は、選考審査を辞退したものとみなす。	正本1部
(2)受託計画書（様式2） ＊A4版用紙10枚程度にまとめる。フロー図などの図表はA3版用紙を使用し別表とすることも可（10枚程度に含む）とする。	正本1部 正本の写し 6部
(3)見積明細書（受託計画書の最終ページに綴じる）	
(4)その他、貴社のPR資料・業績が分かる資料（パンフレット等）があれば添付する。	

※その他応募者の特に強調したい提案や実績があれば受託計画書に加えてもよい。

(3) 質 問

質問の受付と回答

- ①本プロポーザルに関する質問は、令和7年9月16日（火）～令和7年9月29日（月）午後5時まで電子メールにて受け付ける。
- ②メールで質問を送信する際の件名は、次のとおりとする。
令和7年度 八潮市「学習塾との連携事業“8ゼミ”」業務委託に関する質問（法人名）
- ③提出先電子メールアドレス shido@city.yashio.lg.jp
- ④質問に対する回答は、令和7年10月3日（金）までに質問者名を伏せ、全応募者に電子メールで回答する。

(4) プレゼンテーションの実施

- ①実施日時 令和7年10月16日（木） 八潮市役所 4F 会議室4-2
時間は、応募者に令和7年10月10日（金）までに電子メールで通知する。
- ②出席者 プレゼンテーションは、受託した場合の業務の責任者及び中心的役割を担う実務担当者とし、合計4名以内とする。
- ③プレゼンテーションの方法
 - ア 順番は、参加申込書の提出順とする。
 - イ 説明は一応募者につき15分以内とし質疑応答は10分程度とする。説明は、受託計画書の内容に沿って行う。
 - ウ 説明者は、予定時刻の20分前までに控え室となる 八潮市役所 4F 会議室4-1に入室すること。なお、開始予定時刻に遅れた場合は、欠席として取り扱うものとする。
 - エ 説明は、受託計画書に基づく項目、その他応募者の特に強調したい提案内容等について行うものとする。なお、プレゼンテーションの際に、提出書類に含まれていない追加資料を用いることは認めない。
 - オ プロジェクター等機材を使用する場合は、事前に小中一貫教育指導課に連絡すること。
 - カ プレゼンテーションは非公開とする。

6 選考方法

- (1) 受託計画書、見積明細書（提示金額）及びプレゼンテーションの総合評価により、本業務委託の優先交渉権者を決定する。なお、応募者が1者の場合であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（7割）を満たしていると判断した場合は、優先交渉権者として特定する。
- (2) 選考においては、評価項目ごとに選考者が採点し、各選考者の得点を加算し、合計得点の最も高い応募者を優先交渉権者として決定する。
- (3) 合計得点の最も高い応募者が複数ある場合は、選考者の協議により優先交渉権者を決定する。
- (4) 合計得点の最も高い応募者が辞退した場合は、合計得点の高い順により、優先交渉権者を決定する。

7 受託予定者との協議

受託計画書に基づき受託予定者と市の協議により、委託業務の詳細な内容を決定し、その内容に基づき、市の予算の限度額の範囲内において、契約金額を決定する。

また、受託予定者が本件の契約を辞退した場合及び契約締結前に前項3の参加資格を失った場合、又は虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位のものを新たな受託予定者として選定する。

8 情報公開

本発注案件については、契約先決定後に提案業者から情報提供の希望があった場合、以下の項目について情報提供を行う。なお、情報提供は原則として電子メール等で行うものとする。

- ①プロポーザルの参加業者数
- ②契約先業者名
- ③契約金額
- ④契約先業者の評点の合計値
- ⑤情報提供希望のあった業者の評点の合計値
- ⑥情報提供希望のあった業者の全体順位
- ⑦提案項目ごとの契約先業者との評点の優劣（評点は情報提供をしない。）

9 その他

- (1) 受託計画書の作成、提出及びプレゼンテーションに係る一切の経費は、全て提案事業者の経費とする。
- (2) 提出された受託計画書等の書類は返却しない。市所定の保存年限経過後に市が破棄することとする。また、提出期限以後の受託計画書の差し替えや再提出は認めないものとする。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格事項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された受託計画書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の取り扱いにするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うこともある。
- (5) 本件のプロポーザル実施の説明会は行わないものとする。
- (6) 受託計画書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商法特許の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案事業者が追うものとする。
- (8) 受託計画書作成のため八潮市から入手した資料は、受託計画書等の作成以外の目的で使用することはできないものとする。
- (9) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めるものとする。

10 問い合わせ・担当課

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

八潮市教育委員会教育部小中一貫教育指導課 担当：中井 靖登

電話：048-996-4374 FAX：048-998-0828

E-mail：shido@city.yashio.lg.jp